

平成28年熊本地震からの復旧・復興に関する決議

平成28年熊本地震により、熊本県や大分県を中心として甚大な被害が発生し、被災地では、今なお予断を許さない状況が続いている。

一連の地震活動により、多数の尊い人命が奪われ、家屋や建築物の損壊被害が発生しているほか、道路や鉄道などの各種交通網にも多大な被害が及び、多くの住民が避難生活を余儀なくされている。

現在、被災地では、関係各方面による懸命の救援活動と復旧活動が続けられているところであるが、復旧をより迅速に進めるためにも国による一層の行財政支援が不可欠な状況にある。

よって、国においては、被災者救援及び復旧対策をより一層押し進めるため、下記の事項を中心に、更に万全の措置を講じるよう強く要望する。

記

1 被災者救援の強化

食料品、飲料水などの生活必需品について、被災者に十分な量が安定的かつ継続的に供給されるよう、引き続き必要な措置を講じること。

また、被災者の健康を維持するため、福祉的サポート、健康支援、メンタルケアなど必要な支援を行うこと。

2 生活再建の支援

被災者に対しては、早急に仮設住宅の建設をはじめとする住宅確保を行うとともに、生活再建のための資金手当て等の支援を強化すること。

また、事業継続が困難となった農林水産業者、中小企業者に対し、事業継続や経営再建のため金融、税制上の優遇措置を講じること。

3 公共施設等の早期復旧

ライフラインや交通機関の全面的な早期復旧に向けた最大限の支援を行うこと。

また、大きな被害を受けた道路、橋梁、市庁舎、空港などの公共施設、医療関連施設及び文教施設などの早期復旧を図るため、最大限の支援を行うこと。

さらに、梅雨や台風等による洪水やがけ崩れ等の二次災害を防止するため、河川堤防の強化や治山対策を早急に実施するとともに、地方自治体が行う同様な対策に対し特段の措置を講じること。

4 災害廃棄物の処理支援等

ごみ処理施設やし尿処理施設の早期復旧のため、特段の財政措置を講じること。

5 観光産業復興に向けた支援

九州内の旅館、ホテル及び観光施設では、宿泊予約等のキャンセルが相次いでいることから、経営難に陥ることのないよう特段の金融措置を講じること。

また、風評被害対策として、国内外に向け正確な情報を発信するとともに、誘客のための観光キャンペーン等を積極的に支援すること。

6 文化財の早期復興に向けた支援

熊本城の石垣・文化財建造物等の国指定重要文化財の復元・修復については、国直轄事業として行うこと。

また、震災により損壊した熊本・大分の指定文化財等の修復については、財政措置や専門家の派遣など全面的な支援を行うこと。

7 国による十分な財政支援措置

被災復旧に万全を尽くすとともに、災害復旧・復興、災害援助活動などに伴う経費については、十分な財政支援措置を講じること。

以上決議する。

平成28年5月31日

全国市議会議長会